

記載例

MC 領収証書 ㊦

口座番号	加入者名
00170-0-960567	東京都町田市会計管理者
令和 X7 年度 税目 21	事業所税 一般会計
住所(所在地)・氏名(名称) 第 号	
住所(所在地) 東京都町田市森野2-2-0	
氏名(名称) ××商事株式会社 様	
申告 区 分	定期 当初 申告 ・修正 ・更正 ・決定
事業年度又は 課税期間	令和 X6 年 4 月 1 日から 令和 X7 年 3 月 31 日まで
税 額	3 1 2 0 8 0 0
延滞金	
過少 不 申告加算金	
重加算金	
合 計	3 1 2 0 8 0 0
納付期限	令和 X7 年 5 月 31 日
領収日付印	
上記の金額を領収しました。	
※ 納付場所は裏面をご覧ください。	

町田市 (納付者保管)

MC 納付書 ㊦

口座番号	加入者名
00170-0-960567	東京都町田市会計管理者
令和 X7 年度 税目 21	事業所税 一般会計
住所(所在地)・氏名(名称) 第 号	
住所(所在地) 東京都町田市森野2-2-0	
氏名(名称) ××商事株式会社 様	
申告 区 分	定期 当初 申告 ・修正 ・更正 ・決定
事業年度又は 課税期間	令和 X6 年 4 月 1 日から 令和 X7 年 3 月 31 日まで
税 額	3 1 2 0 8 0 0
延滞金	
過少 不 申告加算金	
重加算金	
合 計	3 1 2 0 8 0 0
納付期限	令和 X7 年 5 月 31 日
領収日付印	
主管課 町田市役所納税課 ☎ 042-724-2121	
日 口 数	円
計 金 額	円
上記のとおり納付します。	

町田市 (金融機関・受入郵便局保管)

MC 領収済通知書 ㊦ 567

口座番号	加入者名
00170-0-960567	東京都町田市会計管理者
令和 X7 年度 税目 21	事業所税 一般会計
住所(所在地)・氏名(名称) 第 号	
住所(所在地) 東京都町田市森野2-2-0	
氏名(名称) ××商事株式会社 様	
申告 区 分	定期 当初 申告 ・修正 ・更正 ・決定
事業年度又は 課税期間	令和 X6 年 4 月 1 日から 令和 X7 年 3 月 31 日まで
税 額	3 1 2 0 8 0 0
延滞金	
過少 不 申告加算金	
重加算金	
合 計	3 1 2 0 8 0 0
納付期限	令和 X7 年 5 月 31 日
領収日付印	
主管課 町田市役所納税課 ☎ 042-724-2121	
取りまとめ店 〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター	
上記のとおり通知します。 町田市会計管理者 様	

町田市役所保管

納付についてのご注意

納期限

「事業に係る事業所税」は、法人にあっては事業年度終了の日から2か月を経過する日、個人にあっては翌年3月15日を記入してください。なお、その日が土・日曜・祝日等の場合はその翌日が納期限となります。

延滞金の計算

納付する税額2,000円以上(1,000円未満の端数切捨て)については法定納期限の翌日から、別表の区分による日までの期間については年7.3%の割合、その翌日からは年14.6%の割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項の規定平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

別表

区 分	年7.3%の割合の期間
1. 法定納期限内の申告	法定納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
2. 法定納期限後の申告	申告書を提出した日までの期間及びその日の翌日から1か月を経過する日までの期間
3. 修正申告	修正申告書を提出した日までの期間及びその日の翌日から1か月を経過する日までの期間
4. 徴収猶予	猶予した期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間

納付場所

1) 町田市公金収納取扱店

全国の下記金融機関の本店・支店又は出張所で取り扱います。
みずほ銀行 りそな銀行 きらぼし銀行
横浜銀行 山梨中央銀行 みずほ信託銀行
東日本銀行 横浜信用金庫 川崎信用金庫
芝信用金庫 西武信用金庫 城南信用金庫
多摩信用金庫 大東京信用組合 ハナ信用組合
中央労働金庫
東京都信用農業協同組合連合会及び東京都の各農業協同組合
町田市農業協同組合

※合併等による名称変更後も取り扱いができます。

2) ゆうちょ銀行・郵便局

次のゆうちょ銀行・郵便局で納付期限内に限り取扱います。
東京都・関東各県(神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬)・
山梨県に所在するゆうちょ銀行・郵便局

3) 町田市役所

忠生・鶴川・南・なるせ駅前・堺・小山の各市民センター

4) 町田市指定金融機関 町田市役所内派出所

5) e L T A Xで電子納税も出来ます